

理解を深めよう
もう一問!

Q4-2

どうして日本には多くの外国籍の
人が住んでいるの？

移住してきた人の背景

日本にいる外国にルーツを持つ住民には、大きく分けて戦前・戦中から在住している人と、1980年代半ばから来日した人がいます。朝鮮半島を中心に日本の旧植民地出身という歴史的ルーツを持つ人とその子孫は「オールドカマー」、比較的新しい年代に来日した人は「ニューカマー」と呼ばれています。外国籍の人の移住は、日本の政策と深い関わりがあります。

日本への移住に関する政策

- 1910年 韓国併合条約・土地調査令(朝鮮半島の植民地化) …①
- 1939年 国民徴用令
朝鮮半島から労働者を来日させることを閣議決定
- ***
- 1982年 出入国管理及び難民認定法(入管法)改正 …②
インドシナ難民の受け入れ
- 1983年 留学生10万人計画策定
- 1990年 出入国管理及び難民認定法(入管法)改正 …③
在留資格「定住者」、「研修」創設
- 1993年 在留資格「特定活動」内に「技能実習」を追加 …④
- 2008年 留学生30万人計画策定
- 2009年 入管法改正 …⑤
在留資格「技能実習」を創設
- 2017年 在留資格「介護」創設
- 2019年 入管法改正 …⑥

解説

①日本の植民地政策

1910年に韓国併合条約を結び、朝鮮半島を大日本国帝国直属の朝鮮総督府の統治下に置きました。同年に総督府は、地税の整理と土地調査事業を行うための土地調査令を公布しました。この法令により、日本人の朝鮮半島における土地所有は拡大しましたが、朝鮮半島の人々は土地を失い生活苦に陥りました。土地を失った人々は仕事を求めて日本に移住しました。

日中戦争(1937~1945年)の戦況が厳しくなるにつれ、日本の労働力は不足しました。政府は、1939年に国家総動員法にもとづく国民徴用令を朝鮮半島にも施行し、朝鮮半島出身の人を戦時下の労働力として来日させました。

②1982年の入管法改正

ベトナム戦争や1970年代後半のインドシナ地域(ベトナム、ラオス、カンボジア)の内戦によって、多くの難民が海外に流出し、その受け入れが国際的な問題になりました。日本は難民受け入れのために1981年に難民条約に加入し、翌年入管法を改正しました。



③1990年の入管法改正

1980年代後半以降、日本はバブル景気になり労働現場では人手不足が起きました。雇用・労働分野における需要により、「定住者」の在留資格を創設しました。この改正によりかつて南米に移

住した人の子孫が日本で生活するようになりました。同じ年に、「開
発途上国」における人材育成を目的に「研修」の在留資格を創設し、
外国人研修制度を設けました。

④技能実習制度の創設

外国人研修制度を拡大させるために在留資格「特定活動」内に「技
能実習」による滞在を追加して、技能実習制度を作りました。1年
目は研修期間として当てられ、2年目で実際の技術を習得する制度
でした。

⑤2009年の入管法改正

「特定活動」内にあった「技能実習」を在留資格として創設しま
した。これまで技能実習制度で行っていた1年目の研修期間はなくな
り、入国した時から「技能実習」することになりました。この改
正により、技能実習生は労働基準法の対象となりました。

⑥2019年の入管法改正

在留資格「特定技能1号、2号」を創設することにより、人手不
足が深刻な14分野に限って実習生を受け入れることになりました。
2022年時点で、東南アジア地域と中国からの実習生が多くな
っています。

14分野…介護、ビルクリーニング、素形
材産業、産業機械製造業、電気・電子情報
関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車
整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品
製造、外食業

